

平成19年第4回教育委員会臨時会記録

平成19年9月3日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年9月3日(月) 午前11時00分～午前11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教育委員会事務局副参事 加藤 和貴

教育人事企画課長 種村 明頼 教育改革推進課長 中村 一郎

学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一 学務課長 渡辺 幸一

済美教育センター所長 根本 信司 済美教育一統包括指導主事 坂田 篤

中央図書館長 和田 義広 中央図書館次長 木浪 るり子

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第125号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第126号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第127号 平成19年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第125号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例	3
議案第126号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例	3
議案第127号 平成19年度杉並区一般会計補正予算（第2号）	4

委員長 ただいまから第4回の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり議案が3件となっております。すべての議案が、平成19年第3回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第125号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」を上程し、審議します。

では、庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第125号についてご説明をいたします。

この議案については委員長からもお話がありましたとおり、第3回区議会定例会に議案として区長が条例改正案を提出するために、区長から教育委員会に意見を求められたため、議案としてお諮りするものであります。

条例改正案の内容でございますが、前回の教育委員会で議決いただいた内容に基づき杉並第五小学校と若杉小学校を廃止し、新たに天沼小学校を設置するものでございます。

附則ですが、施行日を平成20年4月1日としております。議案の朗読は省略させていただきます。説明は以上です。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第125号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第125号は原案どおり可決いたします。

次に日程第2、議案第126号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第126号についてご説明いたします。

この議案もさきの議案と同じく、区長が条例改正案を区議会に提出するため議案としてお諮り

するものでございます。

条例改正案の内容ですが、前回の教育委員会で報告いたしましたように、「（仮称）西荻地域図書館」の名称を「杉並区立今川図書館」と定めましたので、これに基づき名称、所在地を定めるよう第1条の表に加えるものでございます。

附則ですが、施行日を教育委員会規則で定める日としております。議案の朗読は省略させていただきます。説明は以上です。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大蔵委員 この、教育委員会規則で定める日というのはいつになるんですか。

中央図書館次長 12月16日を予定してございます。

大蔵委員 そうですか。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声）

委員長 では、お諮りします。議案第126号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんので、議案第126号は原案どおり可決いたします。

続きまして日程第3、議案第127号「平成19年度杉並区一般会計補正予算（第2号）」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第127号についてご説明いたします。この議案もさきの議案と同じく、議会に対して区長が補正予算案を提出するため、議案としてお諮りするものでございます。補正予算案の内容ですが、資料の方をご覧くださいと思います。

教育費において、総額として3,700万余の増額を図ること、また財源構成の一部を特定財源から一般財源に切り替えるというものが、今回の補正予算案の全般的な内容でございます。

個別の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに1点目といたしまして、「奨学資金貸付」において、行政サービス民間事業化提案モデル事業の一環といたしまして、債権管理回収業務と現地調査業務を行うこととしたため、そのための費用600万円余を計上いたしております。行政サービス民間事業化提案モデル事業につきましては、民間との協働化を進める中での取り組みということで、モデル事業として開始する。そのためのモデル事業としてこの「奨学資金貸付」、それから後でお話いたします、「地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業」が選定されたというものでございます。

2点目といたしましては、「小学校の学校運営管理」において学校維持管理費用、これは20年

度に向けて30人程度学級を実施することを予定して、そのための教室改修費用2,100万余を計上いたしております。

3点目といたしましては、荻窪小学校移転改築において、地方債により1億7,700万円を起債するとしておりましたものを、一般財源に切り替えるものであります。これは、起債により将来に借金を残さぬよう、区として財政健全化を進めるために行うものでございます。

最後に4点目といたしましては、学校の支援において、行政サービス民間事業化提案モデル事業の一環として、「地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業」を行うこととしたため、そのための費用900万円余を計上したものでございます。

今般の補正によりまして、教育費の総額は160億円余となります。議案の朗読は省略させていただきます。説明は以上です。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 奨学金貸付というのは、誰にどういうふうに貸し付けているんですか。

学務課長 この奨学金制度と申しますのは、高校生を対象に上乘せ部分を対象に貸し付けておりました、ご本人、学生さんに給付するものでございます。

大藏委員 杉並区に居住するという条件ですか。杉並区の学校に行っているということですか。

学務課長 杉並区民ということであれば、学校はどちらでも別に構いません。

大藏委員 大体どれぐらい、何人ぐらい行っているんですか。

学務課長 大体、年間総貸付者数累計で3,000人を超えてございます。単年度で申しますと、年間、入学準備金、入学金が100人程度、月額月謝に対する奨学金が大体300人弱ぐらいのスケールでございます。

大藏委員 これは貸し付けで、返済されるわけですね。

学務課長 はい、卒業後に返済していただきます。

大藏委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。では、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第127号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第127号は原案どおり可決いたします。

これもちまして、予定されました日程すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。